

提出書類	変更									提出の有無
	建物	設備	定員	法人格(注2)	施設長	経営担当役員者	位置	名称	運営の方法	
9	設置前3か年の会計年度における、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)									
10	保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)									
11	賃借料の財源とは別に、①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)の合計額を保有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)(不動産の貸与を受ける場合のみ必要)									

※12、13は、設置主体が公私連携保育法人の場合は必要

12	公私連携保育法人の指定に関する書類	○(変更を伴う場合必要)	
13	市と締結した協定に関する書類	○(変更を伴う場合必要)	
14	上記以外に本市が審査上必要とする書類	追加で依頼する場合があります	

※(注1) 「△印」など必要に応じて省略可。

※(注2) 法人格の変更は経営主体が変わらない場合のみ適用。経営主体が変わる場合は廃止・新規申請の手続き。